

# 令和8年度 市民提案型地域づくり事業補助金 募集要項（簡易版）

※ 令和8年度中に円滑に事業を行っていただくため、令和8年度当初予算の確定前から募集しております。そのため、募集内容に変更がある場合もありますので、ご了承ください。

## 1 補助対象事業

補助金の対象となる事業（活動）は、次の要件が満たされる事業です。

- (1) 市内で実施される事業であること。
- (2) 市民の利益につながる事業であること。
- (3) 公益上の必要性がある事業であること。
- (4) 共生・協働のまちづくりの視点から必要と認められる事業であること。

## 2 事業の区分

### (1) テーマ自由型地域づくり事業

団体が、地域課題解決のためのテーマと事業内容を提案し実施する事業

### (2) 地域チャレンジ型事業

市内の特定地域の活性化を目的とした事業を対象とします。特定地域とは、市内の24地区・校区とし、各地区・校区内を範囲とします。

## 3 受付期間等

期 間：令和8年2月2日（月）～令和8年3月13日（金）

※ 受付後、募集要項との適合を審査し、申請内容の見直しを求める場合があります。

受付時間： 平日のみ 午前8時30分～午後5時

受付場所： 本庁企画政策課 地域コミュニティ係 ☎0986-76-8802

## 4 補助対象団体の要件

補助対象となる団体は、次に掲げる要件を満たす団体とし、法人、NPO法人、自治会、公民館、任意団体、グループ等の形は問いません。また、この補助金の活用のため新しく設立される団体でも構いません。なお、補助金の受取りには団体名義の預金口座が必要です。

- (1) 3人以上で組織されていること。
- (2) 事務所が市内にあり、代表者が市内在住であること。
- (3) 代表者が明らかで、当該団体の設置の趣旨及び活動が明確であり、予算、決算等の会計処理が明確であること。
- (4) 事業の企画立案から実績報告まで自ら行うことができるこ。

## 5 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとします。補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てた額が補助金の額となります。また、同一事業については事業区分に関わらず3年間までの補助とします。

事業区分	補助率及び限度額	対象
テーマ自由型	補助対象経費の90% 限度額20万円	継続申請 3回まで
地域チャレンジ型		

※ 事業の継続申請は、原則として連続した3年間となります。

## 6 補助対象経費等

(補助金の交付の対象となる経費及び対象外となる経費)

補助対象経費（※2）			補助対象外経費		
1	謝金	講師、出演者等への謝礼金等	1	交際費	寄付、他団体等との交流費用、お土産代
2	旅費	講師、出演者等の公共交通機関の交通費や宿泊費の実費等	2	慶弔費	団体構成員、構成員以外を問わない
3	印刷製本費	チラシ・ポスターなどの作製費等	3	懇親会費	団体構成員で行う懇親会費用
4	消耗品費	文具・用紙代・材料代	4	積立金	積立金
5	通信運搬費	郵送料（切手代等）、宅配料等	5	他の団体への負担金及び補助金並びに予備費	会費や他団体への補助及び予備費
6	使用料及び賃借料	機器類の借上げ料、イベント会場等の借上げ料	6	団体の経常的な管理運営経費	事務所の賃借料及び光熱費等
7	その他必要な経費	事業執行上必要と認められる経費	7	飲食費	弁当代他（※注1）

※1 飲食費については原則認めないこととしますが、会議用のお茶代（茶菓子は不可）は対象経費と見なします。

※2 補助対象経費の項目のうち、以下のものは対象外となります。

対象外となるもの	
1	謝金
2	旅費
4	消耗品費
7	その他必要な経費
-	備品購入費